

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小事業者等を支援するため、エネルギーコストの削減、収益構造の改善等を目的とした省エネルギー性能の高い機器及び設備（以下「設備等」という。）の更新に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、自己の事業を営む事務所、事業所等（以下「事務所等」という。）で使用している設備等を更新する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業は除く。）であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主
- (2) おおむね5年以上事業を継続する意思がある者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者でない者
- (5) 一つの事務所等において、複数の事業者が共同利用する設備等に対し、過去に同一の設備等に係るこの要綱による助成金の交付を受けていない者
- (6) 更新しようとする設備等について、国、県、市その他の団体による同種の補助制度の交付を受けていない者

(対象設備及び助成対象経費等)

第3条 対象設備、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額等は、次の表のとおりとする。

対象設備	更新条件等	助成対象経費	助成金の額
LED照明	(1) 既存のLED照明以外の照明器具からの買換え又は交換であることに限る。 (2) 照明器具ごと交換するものに限る。 (3) 照明器具の交換に係る工事等が発生するものに限る。 (4) 自宅兼事務所等の場合は、事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。	本体の購入価格及び設置工事費（消費税を含む。）	助成対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

空調設備、ボイラー・給湯設備（設置工事等を伴わない設備を除く。）	(1) 事業の用途に供されていると認められるものに限る。 (2) 製造から10年以上経過しているものを更新する場合に限る。 (3) 自宅兼事務所等の場合は、事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。		
業務用冷凍冷蔵設備			
産業用動力、変圧器その他事業に必要な設備			

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 一つの対象設備につき、一つの設備等を助成金の交付対象とし、同一設備等に対する助成は1回限りとする。この場合において、一つの申請につき、三つの対象設備まで申請することができる。

4 助成対象経費は、次に掲げるものを除く。

- (1) 中古品又はリース取引に基づき取得した設備等の購入に係る経費
- (2) 導入する設備等に係る保証料、保険料、保守サポート費用及び手数料に係る経費
- (3) 消耗品、汎用性の高い附属品等に係る経費
- (4) 既存設備等の修繕に係る経費
- (5) 電子計算機（コンピュータ、サーバ類）、磁気ディスク装置その他主に事務的な用途として利用される機器類に係る経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費
（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金設備等更新計画書（様式第2号）
- (2) 見積書等経費が分かる書類の写し
- (3) 法人登記簿謄本、定款等、設備等を更新しようとする事務所等が市内にあることを明らかにする書類
- (4) 更新前の設備等及び設置場所が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

（実績報告兼交付請求）

第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、事業が完

了したときは、速やかに佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 更新後の設備等及び設置場所が確認できる写真及び図面
- (2) 助成対象経費に係る契約状況が分かる書類及び領収書の写し
- (3) 対象設備の省エネルギー効果等について、具体的な数値により、メーカー又は納入・設置業者等が証明したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書兼請求書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付確定通知書（様式第5号）により助成事業者に通知するものとする。

(設置状況等の確認)

第8条 市長は、必要に応じて申請書等に記載された対象設備の設置状況等を確認するものとする。この場合において、助成事業者は必要な協力を行わなければならない。

2 市長は、対象設備に係るエネルギーの使用状況及び事務所等の営業状況等について、助成事業者に対し確認し、必要な書類等の提出を求めることができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による状況確認等を行い、不正利用又はその他の事由により不適切であると認めたときには、既に交付されている助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により既に交付された助成金の返還を命じられた助成事業者は、市長にこれを返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。